

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA東京）が、2017年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。
なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京産業開発・公共政策課（電話：03-3485-7630、担当：小松）宛にお願いします。

2017年6月14日

独立行政法人国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之

2017年度（モロッコ国別研修）
「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式1もしくは様式2）の提出を公募します。

本業務は開発途上国から研修員として日本に招いたモロッコ国家ビジネス環境委員会（CNEA）職員に対し、産業政策や行政手続き簡素化への提言等、投資・ビジネス環境改善に係る能力向上、及び日本の産業界とのダイアログを通じて、民間企業の同国への投資・ビジネス機会の拡大の促進を目的に研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社 ワールド・ビジネス・アソシエイツ（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、主要事業分野の一つである「海外技術協力」において、日本の優れた技術やマネジメント・ノウハウによる発展途上国への経済発展・産業振興協力を行っており、民間セクター開発の分野において、産業界、有識者、調査機関などとの広範なネットワークを有しています。具体的には、経済産業省や外務省、JETRO、AOTS などの技術協力プログラム案件を受注し、アジア（インドネシア、カンボジア、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、モンゴル、東ティモール、他）を中心に数多くの専門家派遣、海外からの人材受入れ研修、調査、政策提案の実績を有しています。これら民間セクター開発分野における知見、経験、ネットワークにより、本研修において、講師や視察先の選定と調整、および研修の進行監理を問題なく実施することができると思定され、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 案件名 2017 年度モロッコ国別研修「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」コース研修委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 産業開発・公共政策課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修コース実施期間
2017 年 9 月 18 日から 2017 年 9 月 28 日まで(予定)
- (5) 履行期間 2017 年 9 月 1 日から 2017 年 11 月下旬まで(予定)

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①公示日において、平成 28・29・30 年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ②一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する

事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

（2）その他の要件

- ①案件受託上の条件として、2017 年度案件を第 1 回目として受託し、2019 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2017 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2019 年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。
- ②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③業務総括者は民間セクター開発分野の研修実施の経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式 1・2・3)	提出期間	2017 年 6 月 27 日 (火) 17 時まで。
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料 (写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送 (※郵送 (配達記録の残るものに限る) する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで (正午から 14:00 までは除く) に上記提出場所へ持参のこと。)

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書 (様式 1) 及びその添付書類 (法人概要、パンフレット等)
- 2) 平成 28・29・30 年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書 (様式 3)

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書 (様式 2) 及びその添付書類 (法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本 (写)
- 3) 財務諸表 (直近 1 か年分) (写)
- 4) 納税証明書 (その 3 の 3) (写)
- 5) 営業経歴書 (過去 1 年間の事業実績を示す資料など)
- 4) 誓約書 (様式 3)

(2) 審査結果の通知	通知日	2017 年 6 月 30 日 (水)
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	持参又は郵送 (※郵送 (配達記録の残るものに限る) する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで (正午から 14:00 までは除く) に上記提出場所へ持参のこと。)
	請求締切日	2017 年 7 月 5 日 (水)
	回答発送日	2017 年 7 月 11 日 (火)
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。

(6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

(7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体の結成：認めません。

(12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。

(13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

以上

2017 年度モロッコ国別研修
「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」
コース研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】

課題別研修「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」

【背景】

モロッコは近年、平均 4～5%の経済成長を続けているが、社会不安の一因となっている若者の失業率（約 20%）の改善に向けて、産業育成を通じた雇用創出が課題となっている。こうした中、モロッコ政府は積極的な外国企業誘致を導入し、その結果、仏系自動車メーカーや欧米系航空宇宙産業企業の誘致に成功している。また、本邦企業に至っては、上記背景を受け、同国に進出済みの本邦企業者数は約 50 社（2015 年）となり、今後、自動車産業の集積に伴い更なる増加が期待されている。また、同国が PPP を積極的に進めている事から、本邦企業による電力分野への IPP 事業投資も期待されている。

こうした取組を加速させる為、政府は 2009 年に首相府傘下に「国家ビジネス環境委員会（CNEA）」を設立し、官民連携の推進、ビジネス環境に係る省庁横断的事項の対応を進め、行政手続きの簡素化や、ビジネス環境に関する政策、法制度の整備を進めている。このような取組の結果、世銀が発表する Doing Business のランキングで 94 位（2012 年）から 68 位（2016 年）に順位を上げており、今後は 50 位となる事を目指している。

CNEA はモロッコのビジネス環境の更なる改善に向け、世界各国よりベストプラクティスを学び、その経験をモロッコに取り入れる事を目指している。かかる状況下、日本における官民対話、行政手続きの簡素化、ビジネス環境改善の取組を学ぶ為、当該要請がなされた。

【案件目標】

研修参加者が、日本でのビジネス・投資環境の改善の事例や取組を活用して、自国での政策及び施策の策定を提言できるようになる。

【研修で達成される成果】

- （1）日本のビジネス環境改善に関する国家政策及び施策の歴史（ベストプラクティス）を学ぶことにより、ビジネス環境改善、国家政策、施策の策定能力が向上する。

- (2) 日本の貿易振興を所管する公的機関の機能と活動実績、投資誘致施策の取組と優良事例の視察を通じ、ビジネス環境改善施策の実施能力が向上する。
- (3) 日本の産業団体との交流を通じ、モロッコのビジネス機会の日本産業界へのプロモーションを行う際の気付きを得る。

【研修期間】（予定）

全体受入期間：2017年9月18日～2017年9月28日

技術研修期間：2017年9月17日～2017年9月29日

【人数】（予定）

10名

【研修対象国】

モロッコ王国

【対象研修員】

- (1) 国家ビジネス環境委員会の関係者
- (2) 本省課長級相当以上のハイレベル
- (3) 十分な仏語力（会話・記述）を備えている者
- (4) 心身ともに研修に適した健康状態である者
- (5) 軍籍にない者
- (6) 所定の手続きに従って政府の推薦を受けて応募した者

【使用言語】

仏語

【研修コース概要】

- (1) 事前活動

なし

- (2) 本邦研修期間

以下の内容の講義、実習、視察、本邦関係者との関係構築を行う。

① 講義

- ・日本のビジネス環境改善に関する国家政策及び施策の歴史
- ・民間企業・外資企業のニーズ収取方法を政策・施策への反映について
- ・投資誘致施策、自国産業育成施策、輸出促進施策の取組み
- ・ビジネス環境に関する行政手続きの改善

② 視察

- ・ 経済産業省、中小企業庁等
 - － 国家政策及び施策の策定に関する省庁横断や官民連携の取組み、中小企業育成の取組みを学ぶ
- ・ 地方自治体、JETRO 等
 - － 投資誘致策の取組みと優良事例、国家政策・施策の実施に関する中央政府と地方自治体の役割と連携について学ぶ
- ・ 民間企業
 - － 中小企業の海外展開支援の取組みと優良事例、日経企業の投資先に求める投資・ビジネス環境を学ぶ

③ 本邦関係者との関係構築

- ・ 経団連、商工会議所、経済同友会などの産業団体や関係省庁とのビジネス環境改善に関するハイレベル・ダイアログ
- ・ 民間企業が参加するフォーラムの開催

尚、本研修は JETRO との連携の下、実施される。日本経済の歩み（戦後から第 2 次安倍政権前まで）や日本政府の主な製造業にかかる政策などの講義、JETRO の行っている対日直接投資誘致や設立支援等の投資・ビジネス環境改善の実務や制度の説明、等を JETRO が担当する。

（3）事後活動

以下の内容でレポートを作成する。

- － 研修での学びを通じて挙げられるモロッコの投資・ビジネス環境の障壁
- － その障壁に対する改善策の検討
- － 改善策を協議するために必要な日本の専門家の特定（専門分野、実務経験、等）

2. 業務の範囲及び内容

（1）研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング

- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
 - ⑪ 各種発表会の実施への協力
 - ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
 - ⑬ 研修員からの技術的質問への対応
 - ⑭ 評価会への出席、実施補佐
 - ⑮ 閉講式への出席、実施補佐
 - ⑯ 反省会への出席
 - ⑰ 講義、視察の評価
- (2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項
- ① 講師の選定・確保
 - ② 講師への講義依頼文書の発出
 - ③ 講義室及び使用資機材の確認
 - ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
 - ⑤ 講義実施時の講師への対応
 - ⑥ 講師謝金の支払い
 - ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
 - ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付
- (3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項
- ① 視察先の選定・確保
 - ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
 - ③ 視察謝金等の支払い
 - ④ 視察先への礼状の作成と送付
- (4) 事後整理
- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
 - ② 経費精算報告書作成
 - ③ 資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、2017年11月下旬までに提出する。

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

様式1
2017年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017年度モロッコ国別研修「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

2017年 月 日 様式 2

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2017年度モロッコ国別研修「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京国際センター
契約担当役 殿

2017 年度モロッコ国別研修「投資・ビジネス環境改善に係る能力強化研修」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又は

これに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上